行 高知市丸ノ内 丁目2番20号 発 行 日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

Ħ 次

規則

◎高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関

する条例施行規則の一部を改正する規則

◎高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正 する規則

告 示

○管理理容師資格認定講習会及び管理美

容師資格認定講習会の指定

(薬務衛牛課)

○建築基準法による道路の位置の指定

(建築指道課)

1

公 告

○土地改良区の役員の就退任(2件)

(農業基盤課)

○土地改良区の定款変更の認可

( ")

○林業種苗法による生産事業者の登録

(木材増産推 進課) (都市計画課)

○開発行為に関する工事の完了

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例 施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月30日

高知県知事 濵田 省司

## 高知県規則第52号

# 高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関す る条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例 施行規則(平成26年高知県規則第32号)の一部を次のように改正

第2条の見出し中「定員」を「定員等」に改め、同条中「40 人」を「長期の研修部門にあっては40人とし、短期及び中期の研 修部門にあっては知事が別に定めるもの」に改め、同条に次の1 項を加える。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、研修に支障のない範囲内 で、研修を受けようとする者を定員を超えて受け入れることが

第4条第1項中「研修申込書」を「研修申込書(次項において 「申込書」という。)」に改め、同条第2項中「研修申込書を提 出した者について面談等」を「長期の研修部門に係る申込書を提 出した者については申込書の確認及び面談を、短期又は中期の研 修部門に係る申込書を提出した者については申込書の確認」に改

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

······

会和6年4月30日

高知県知事 濵田 省司

### 高知県規則第53号

## 高知県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正す る規則

高知県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年高知県規則 第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に 改める。

### 附則

この規則は、公布の目から施行する。

# 高知県告示第355号

理容師法(昭和22年法律第234号)第11条の4第2項の規定に よる管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和32年法律第 163号) 第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習 会(以下「講習会」と総称する。)の指定を令和6年4月30日付 けで次のとおり行った。

令和6年4月30日

高知県知事 濵田 省司

1 講習会の主催者

東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 IMFビル笹塚01(8 (階)

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

2 講習会の実施期間及び実施場所

令和6年8月19日(月)から同年9月9日(月)まで 愛媛県松山市南堀端町2番地3 IA愛媛 リジェール松山

- 3 講習会の講習科目及び講習時間数
- (1) 公衆衛生 4時間
- (2) 理容所の衛生管理又は美容所の衛生管理 14時間
- 4 講習会の受講料

2 万円

5 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先

愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階 公益財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事 務所

### 高知県告示第356号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規 定する道路として次のとおり指定する。

令和6年4月30日

高知県知事 濵田 省司

地名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
香南市野市 町西野字ル ノ丸	1528番10	6.00	34. 95	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定によ り、庄毛土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の 届出があった。

**令和6年4月30日** 

高知県知事 濵田 省司 住 氏 名 役名 (退任) 青木 正雄 室戸市吉良川町甲2156番地 理事 IJ 岩川日出夫 " 2861番地3 久保 利文 ル 3254番地 2 佐藤 行官 # 2792番地 小松 弘之 " 吉良川町乙3820番地 松本 悦郎 " 吉良川町甲2840番地 谷山 純一 " 吉良川町乙3489番地2 井上 正司 " 吉良川町甲2204番地 安岡 文男 " IJ 2343番地 (就任) 理事 青木 正雄 室戸市吉良川町甲2156番地 岩川日出夫 # 2861番地3 久保 利文 リ 3254番地 2 佐藤 行官 # 2792番地 小松 弘之 # 吉良川町乙3820番地 IJ 松本 悦郎 " 吉良川町甲2840番地 谷山 純一 " 吉良川町乙3489番地2 井上 正司 " 吉良川町甲2204番地

安岡 文男 ル ル 2343番地

账

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、志和土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の

令和6年4月30日

届出があった。

高知県知事 濵田 省司

					Int VEN	VH T	<b>沙</b> 四
役名	氏	名		住		所	
(退任)							
理事	諏訪	一男	高岡	郡四万	十町志和	1355番	地
"	百代	$-\pm$	"	"	"	220番	地
"	古谷	彰三	"	"	"	279番	地
"	山本	誠二	"	"	"	223番	地 2
"	山本	奨一	"	"	"	352番	地
監事	山本	勝大	"	"	"	190番	地
"	山本	道雄	"	"	平野	332番	地
(就任)							
理事	古谷	彰三	高岡	郡四万	十町志和	1279番	地
"	諏訪	一男	"	"	"	355番	地
"	百代	$-\pm$	"	"	"	220番	地
"	山本	奨一	"	"	"	352番	地
"	山本	誠二	"	"	"	223番	地 2
監事	山本	勝大	"	"	"	190番	地
"	山本	道雄	"	"	平野	332番	地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、栃ノ木堰土地改良区の定款の変更を令和6年4月17日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月30日

高知県知事 濵田 省司

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第1項の生産事業者 の登録を令和6年4月17日に次のとおり行った。

令和6年4月30日

高知県知事 濵田 省司

生産事業者 の氏名又は 名称	生産事業者 の住所	生産事業の内 容	事業所の名 称及び所在 地
	の氏名又は	の氏名又は	の氏名又は「生産事業者」生産事業の内容

1570	株式会社あ すなろ四国 支社	高知市塚/ 原433番地 2	幼苗の育成及 び幼苗以外の 苗木の育成	株式会社あ すなろ四国 支社 高知市塚ノ 原433番地 2

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 令和6年4月30日

高知県知事 濵田 省司

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
令和 6 年 3 月29日 5 高都計第559号	吾川郡いの町八田字 馬場ノ前429番1ほ か7筆	吾川郡いの町枝川 2400番地1 オル ゴールⅡ202 森澤 一平、森澤 香澄